

飯塚市支所戸籍事務取扱規程を次のように定める。

令和8年3月25日

飯塚市長 武井政一

飯塚市訓令第4号

飯塚市支所戸籍事務取扱規程

飯塚市支所及び出張所戸籍事務取扱規程(平成18年飯塚市訓令第22号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、飯塚市役所本庁(以下「本庁」という。)及び同支所(以下「支所」という。)の戸籍に関する事務の取扱いに関し、法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(戸籍簿等の保管)

第2条 戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿及び磁気ディスクによる調製に適合しない戸籍簿等は、本庁において保管する。

2 戸籍に関する届書、申出書その他添付書類(以下「届書等」という。)は、本庁において保管する。

3 戸籍事務取扱準則(平成16年福岡法務局訓令第12号)に定める諸帳簿(以下「諸帳簿」という。)は、本庁において保管する。ただし、次に掲げる諸帳簿は、本庁のほか支所においても保管する。

- (1) 帳簿書類保存簿
- (2) 戸籍受付補助簿
- (3) 帳簿書類点検引継簿
- (4) 戸籍証明書等交付簿

(届書等の処理)

第3条 支所は、届書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を審査しなければならない。

- (1) 届出の資格及び届出期間
- (2) 届出書類の記載事項
- (3) 添付書類の有無及び内容

(4) 本人確認書類の確認

- 2 前項の審査の結果、疑義がなければ受理を行うものとする。
- 3 第1項の審査の結果、疑義があれば支所は本庁に照会し、その指示を受けるものとする。
- 4 支所の戸籍事務担当者は、第2項の受理後、届書等の欄外余白に当該支所名を表示しなければならない。
- 5 支所の戸籍事務担当者は、第2項の受理後、届書等を遅滞なく本庁に送付しなければならない。

(受付帳)

第4条 届書に関する受付帳は、本庁において記載する。

(戸籍の記載及び決裁)

第5条 磁気ディスクをもって調製された戸籍に係る記載及び決裁、磁気ディスクをもって調製された戸籍以外の戸籍の記載及び決裁は、本庁において行うものとする。

(証明書等の交付)

第6条 戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、戸籍証明書及び除籍証明書並びに戸籍の記載事項証明、除籍の記載事項証明及び届書に関する証明、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号(以下「証明書等」という。)の交付申請書の受付及び証明書等の交付又は発行に関する事務(以下「証明事務等」という。)は、請求のあった本庁又は支所において行うものとする。

(証明書等の郵送請求)

第7条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により証明書等の交付又は発行請求が支所にあった場合は、当該申請書を本庁へ回送し、本庁において証明事務等を行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(諸帳簿の廃棄)

第8条 支所は、保管する諸帳簿の廃棄について、本庁の指示を受けるものとする。

(官公庁に対する報告等)

第9条 次に掲げる報告及び通知は、本庁において行うものとする。

- (1) 戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第65条に規定する通知
- (2) 人口動態調査令施行細則(昭和23年厚生省令第6号)第1条及び第2条に規定する人口動態調査票の作成及び報告
- (3) その他官公庁に対する報告、申請等
(統計資料の報告)

第10条 支所は、毎月戸籍の証明書の交付に係る統計及び手数料に関する資料を作成し、翌月10日までに本庁に報告しなければならない。

(相互連絡及び協議)

第11条 本庁及び支所は、常に連絡を密にし、戸籍事務の取扱いに関し疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に改正前の飯塚市支所及び出張所戸籍事務取扱規程によりなされた手続その他行為は、改正後の飯塚市支所戸籍事務取扱規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。